

# 集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱

平成 6年 9月 8日 区長決裁  
改正 平成 7年 4月 19日 区長決裁  
改正 平成 8年 6月 21日 区長決裁  
改正 平成 17年 3月 14日 区長決裁  
改正 平成 20年 9月 30日 区長決裁

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則（平成20年9月東京都北区規則第61号。以下「規則」という。）及び北区居住環境整備指導要綱（平成4年12月4日北環住第284号区長決裁）に規定する資源保管場所の設置に関する事項を定めるとともに、資源の効率的な再利用の促進とゴミの減量を図り、もって、資源循環システムの形成に寄与することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 資源 区が直接行う資源回収又は区が支援する資源回収の対象物をいう。
- (2) 集合住宅等 階数3以上で、かつ、住戸数が15戸以上の共同住宅の用途に供する建築物をいう（規則第4条第1項第1号に掲げる高齢者専用賃貸住宅、認知症対応型共同生活介護を行う施設、共同生活介護及び共同生活援助を行う施設、児童養護施設及び児童自立支援施設並びに同項第2号に掲げる一の法人等の施設である寮として用いる共同住宅を含み、下宿、長屋及び寄宿舎は含まないものとする）。
- (3) 建築主 集合住宅等の建設工事に関する請負工事の注文者又は請負契約によらないで自ら工事を行う者をいう。
- (4) 所有者等 集合住宅等の所有者又は所有者から委託を受けて当該住宅の管理を行うものをいう。
- (5) 資源保管場所 資源の一時保管及び搬出搬入作業に必要な場所をいう。

## (対象建築物)

第3条 この要綱は、集合住宅等の建設に適用する。

## (区長の責務)

第4条 区長は、家庭系を中心とした資源の回収を適切かつ効率的に実施することに努めるとともに、集合住宅等の居住者に対して資源リサイクルに関する啓発を行うものとする。

## (設置基準)

第5条 建築主は、集合住宅等を建設する場合、次の各号の設置基準を満たす資源保管場所を確保するものとする。

### (1) 規模

- ア 資源の一時保管場所として、別表に基づき算定した面積を確保するものとする。

イ 資源の搬出搬入作業場所として、住戸数50戸未満については3㎡を確保し、住戸数50戸以上については6㎡を確保するものとする。

(2) 設置場所 資源保管場所の設置は、廃棄物保管場所と明確に区分するとともに、資源の搬出搬入作業を効率的に実施できる場所に設置する。

(3) 構造 資源保管場所の構造は、資源の有価性を保持するとともに周辺環境に悪影響を及ぼさないように配慮した構造とする。

(管理基準)

第6条 対象建築物の所有者等は、資源保管場所を自主的に管理するとともに、資源の収集、保管、回収方法について、居住者に周知徹底を図らなければならない。

(事前協議及び設置計画書)

第7条 建築主は、対象建築物を建設する場合は区長に対し、第5条に規定する設置基準の適用について事前に協議を行わなければならない。

2 建築主は、前項の協議内容を資源保管場所設置計画書(第1号様式)に示し、これを区長に提出しなければならない。

3 建築主は、資源保管場所設置計画書に基づき資源保管場所の建設を行わなければならない。

4 当該建築物の譲受人は、資源保管場所設置計画書及び譲渡人と区との合意事項を遵守するものとする。

(完了報告)

第7条の2 建築主は、前条第3項で規定する建築物の工事を完了したときは、速やかに、資源保管場所設置完了届(第2号様式)により区長に報告するものとする。

(勧告等)

第8条 区長は、建築主が第7条に規定する事前協議を行わない場合は、協議を行うよう勧告することができる。

2 区長は、建築主又は所有者に対して、必要と認める場合は、資源保管場所に関する報告を求めることができる。

(その他)

第9条 区長は、この要綱に定める事項の他特に必要と認められる事項については別に定めることができる。

付 則

(実施時期)

1 この要綱は、平成6年9月8日から施行する。

2 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

4 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成20年9月30日区長決裁20北環り第1738号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

## 資源保管場所面積算定表

(1) 住戸の占有面積に応じて次のとおり算定人数を計算し、その合計を◎に記入する

住居占有面積	人員数 ㉔	戸数 ㉕	算定人数 ㉔×㉕
～20㎡	1.0人	(        )戸	(        )人
～30㎡	1.5人	(        )戸	(        )人
～40㎡	2.0人	(        )戸	(        )人
～50㎡	2.5人	(        )戸	(        )人
～60㎡	3.0人	(        )戸	(        )人
60㎡超	4.0人	(        )戸	(        )人
<b>計</b>	—	—	(        )人 ◎

(2) 資源回収用容器数等の算定

算定人数の計◎を、次の算定式に当てはめ、資源回収用容器等の必要個数・古紙束数を算出する

資源種別	算定人数 ◎ × 排出基準 × 種別割合 × 回収間隔 ÷ 容器・束容量 = 最低必要数 A	× 予備率	= 容器数・束数 B
びん	(        )人 × 0.8 kg × 0.038 × 6日 ÷ 12.0 kg = (        )	× 1.4	= (        )個 ①
缶	(        )人 × 0.8 kg × 0.021 × 6日 ÷ 4.0 kg = (        )	× 1.4	= (        )個 ②
			<b>びん・缶回収容器計 ①+② = (        )個 ③</b>
ペットボトル	(        )人 × 0.8kg × 0.017 × 6日 ÷ 3.5 kg = (        )	× 1.4	= (        )個 ④
古紙	(        )人 × 0.8kg × 0.224 × 6日 ÷ 5.7 kg = (        )	× 4	= (        )束 ⑤

〈算定上の注意〉

- 1 最低必要数 A は、小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位の数値を記入してください。
- 2 容器数・束数 B は、小数点以下を切り上げた整数値を記入してください。
- 3 排出基準0.8kgは、可燃・不燃ごみを合わせた住民1人1日あたりの平均排出量で、そのうち種別ごとの割合は、可燃ごみ65.1%・不燃ごみ4.9%・びん類3.8%・缶類2.1%・ペットボトル1.7%・古紙類22.4%です。
- 4 古紙の予備率については、区の資源(古紙)回収間隔が週1回(6日)であるのに対し、住民が集団回収を実施した場合の回収頻度が一般的に月1回となるため、それに対応できる保管場所を確保することとし、通常の回収間隔の4倍としています。
- 5 その他の予備率は一律40%を確保してください。

(3) 資源保管場所面積の算定

容器数・束数 B の③④⑤を、以下の算定式に当てはめ、資源保管場所の必要面積を算出する

種別	算定式	必要面積
びん・缶 コンテナ	縦0.37m × 横0.52m × 容器 (        )個 ③ = (        )㎡ (A)	(        ) ㎡
ペットボトル コンテナ	縦0.44m × 横0.65m × 容器 (        )個 ④ = (        )㎡ (B)	
古紙の束	縦0.21m × 横0.30m × 古紙 (        )束 ⑤ = (        )㎡ (C)	

〈算定上の注意〉

必要面積は(A)～(C)を合計した後、小数点第2を切り上げ、小数点第1位までの数値としてください。

平成 年 月 日

東京都北区長 殿

（ 建築主 ）

住 所

氏 名(法人名・代表者名)

電話番号

## 資源保管場所設置計画書

集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱  
第7条第2項の規定により資源保管場所設置計画書を提出します。

建築物名称（仮称）	
建設場所（旧住居表示）	
竣工時期	平成 年 月 日（予定）
面 積	敷地面積： $m^2$
	建築面積： $m^2$
	延床面積： $m^2$
住戸数等	住 戸 ： 戸 店舗等 ： 戸（用途： ）
資源保管場所等の規模	<b>資源保管場所</b> $m^2$ 図面に柵の有効面積を求める計算式を記載してください <b>面積算定表による必要面積</b> （ $m^2$ ） <b>作業スペース</b> $m^2$ 図面に位置を示し、有効面積を求める計算式を記載してください
添付書類	別表「資源保管場面積算定表」（必要事項を記入のこと） 案内図・一階平面図・柵の展開図を添付してください。
連絡先（工事管理者等） 所在地 名称、電話番号 担当者名	

平成 年 月 日

東京都北区長 殿 建築主住所  
氏名  
(法人名)  
電話

## 資源保管場所設置完了届

当該建築物の工事が完了したので、集合住宅等の建設における資源保管場所の設置等に関する指導要綱第7条の2に基づき完了届を提出します。

建築物	名称： 住居表示： 世帯数： 述床面積： m <sup>2</sup>
建築主	住所： 氏名： 電話：
工事管理者	所在地： 名称： 電話： 担当者
管理会社	所在地： 名称： 電話： 担当者
資源保管場所等	資源保管場所 m <sup>2</sup> (図面に柵の有効面積を求める計算式を記載してください) 作業スペース m <sup>2</sup> (図面に位置を示し、有効面積を求める計算式を記載してください)
添付書類	別表「資源保管場所面積算定表」(必要事項を記入のこと) 案内図・一階平面図・柵の展開図を添付してください。
工事完了日	平成 年 月 日
入居開始予定日	平成 年 月 日

この欄はリサイクル清掃課で記載します

現場確認日	平成 年 月 日
ステーション回収開始日	平成 年 月 日

《窓口》東京都北区生活環境部リサイクル清掃課  
(提出は1部です)